

平成19年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

資料

平成18年6月

全国保健所長会

目 次

(重点要望)

1 . 原因不明健康危機に対する保健所対応 (管理機能) の強化-----	1
2 . 災害有事・重大健康危機・生活環境安全対策の推進-----	3
3 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進-----	4
4 . 感染症対策の推進-----	6
5 . 結核対策の推進-----	8
6 . 精神保健福祉対策の推進-----	11
7 . 児童虐待防止対策の推進-----	14
8 . 食品安全対策等の推進-----	14
9 . 生活環境の安全対策の推進-----	17

(一般要望)

1 . 健やか親子 2 1 の推進-----	18
2 . 健康日本 2 1 の推進-----	20

(重点要望)

1 . 原因不明健康危機に対する保健所対応 (管理機能) の強化
(厚生科学課、健康局総務課地域保健室、地方課)

(1) 健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会」報告書をふまえ、公衆衛生に関する卒前及び卒後教育も含め、資質の優れた保健所長及び保健所医師の確保と育成を目的とした体制整備の充実を引き続き図られたい。

(ア) 趣旨

健康危機管理の拠点は保健所であり、保健所における危機管理機能の充実を継続的に図っていくことは不可欠。その中でも、医師の役割は大きい。

保健所の広域化に伴い、迅速・的確な危機管理体制の構築が求められているにもかかわらず、行財政改革の流れの中で保健所医師は所長だけの単独配置の保健所が多い。危機管理機能を強化し、また卒前・卒後教育を充実させていくためにも複数配置が不可欠である。

(イ) 具体的要望

大学医学部における公衆衛生教育の充実

医師臨床研修制度における保健所研修の必修化や指導者研修の充実強化等、保健所における地域保健臨床研修制度の継続と都道府県等主管部局に対する保健所研修の重要性の周知

公衆衛生医師確保事業の継続

保健所医師への健康危機管理に関する研修の継続

医師を含む専門職の配置に関する地域保健法の改正・基本指針の改定等、法的基盤整備についての検討

(ウ) 参考等

「地域保健対策検討会中間報告」において、保健所は地域の健康危機管理の中心的役割を担う拠点として位置づけられている。

平成15年度から健康危機管理の研修、16年度からは公衆衛生医師確保推進登録事業、17年度から医師臨床研修制度の一環とし「地域保健・医療」研修が開始された。

地域保健総合推進事業(保健所長会協力事業)「新医師臨床研修「地域保健・医療」の実践的な研修方策に関する研究」において、保健所における医師臨床研修の実態と重要性が再認識された。

18年度厚生労働省予算案

1. 地域健康危機管理対策の推進

(ア) 実地訓練マニュアル作製、訓練教材開発、広域連携体制整備

(2) 保健所における健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体におけるこれら専門職の確保・育成に対しても、より一層の支援を図られたい。

(ア) 趣旨

健康危機管理の拠点は保健所であり、保健所における危機管理機能の充実を継

続的に図っていくことは不可欠。

(イ) 具体的要望

保健所への各種専門職の充実した配置に関する法的規定・財政的裏付けについての検討

(ウ) 参考等

(1)に同じ。

- (3) 健康危機管理において、複数の自治体にまたがった広域的対応や特に初動時に原因が特定できない事例の場合等での部門横断的対応の重要性が高まっている。国においては、引き続き自治体間の調整や省庁間の連携を充実させることにより、保健所での健康危機対応を支援されたい。

(ア) 趣旨

個別自治体では対応が困難な広域的対応を迫られる事態が多発している。また、初動時には原因が明確でないため初期から部門横断的な対応を必要とする事例も多い。

上記の状況に伴う、自治体間、自治体と国の連携体制を充実する必要性が高まっている。

(イ) 具体的要望

地域における複数自治体会議の設置など自治体間連携強化につながる施策への技術的・財政的支援

地方厚生局（健康危機管理関連部門）の調整力の強化

(ウ) 参考等

- (4) 健康危機管理を担当する中央及び地方行政機関（保健所）を指導・支援するため、米国CDCやNIH等のような総合的専門機関の創設を検討されたい。当面は、健康危機関連事項に関して、保健所等が利用しやすい総合的・専門的な相談組織体制を国において構築していただきたい。

(ア) 趣旨

現在、日本では感染症研究所、(財)結核予防会結核研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所や国立保健医療科学院等が充実されてきており、保健所等への技術的支援も進んでいる。

しかし、公衆衛生上の問題が発生した場合、多くはその都度専門家を招集し検討会等を立ち上げ個々に対応しており、これら諸問題を継続的、総合的に研究し行政に対し指針等を迅速に提示していく体制は不十分である。

(イ) 具体的要望

地域で発生する原因不明の健康危機事例に対して、保健所が正確かつ迅速な対応を行うことが出来るよう、保健所等が利用しやすい総合的・専門的な相談組織体制の構築

上記のような総合的機関における、類似健康危機事例の収集と参照システムの構築

原因不明の健康危機事例が発生した場合、あるいは何らかの健康危機が予測される場合等の症候群モニタリングシステムの充実

(ウ) 参考等

全国保健所長会地域保健委員会健康危機管理部会において、「地域保健対策検討会中間報告」をふまえた保健所対応について検討され、上記要望事項が重要であることが結論づけられた。

2. 災害有事・重大健康危機・生活環境安全対策の推進

(健康局総務課地域保健室、地方課、食品安全部企画情報課検疫業務管理室)

- (1) 生物テロや新型インフルエンザ等重大な健康危機対応において、必要な医療・検査体制の整備に関する国と自治体の役割分担を明確にし、自治体の整備促進に対して財政的支援をより一層強化されたい。

(ア)趣旨

保健所、地方衛生研究所、都道府県、国の役割分担を明確にした上で、それぞれにおける機能（特に検査機能）強化を行うためには国の財政的支援が必要である。

(イ)具体的要望

「地域保健対策検討会中間報告」において、地方衛生研究所の役割が記述されているが、さらに明確な法的位置付けとそれに伴う検査機能の強化に対する財政的支援

1. 都道府県あるいは二次医療圏域程度を単位とした、バイオハザードレベル3またはレベル2の検査体制構築への財政的支援

自治体が行う災害拠点病院等医療提供体制整備への技術的及び財政的支援

(ウ)参考等

地方衛生研究所について、「地域保健対策検討会中間報告」では健康危機管理の科学的・技術的中核として位置付けられている。

検査設備の整備に有用であった国の財政支援策として、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金、保健事業費等国庫負担（補助）金があったが、平成17年度より、保健所や地方衛生研究所での設備整備に関する国補助はなくなった。厚生労働省18年度予算案

1. 「地域健康危機管理対策の推進」は挙げられているが、地域における設備充実については明確に触れられていない。

- (2) 比較的発生頻度が低く、地域によっては経験することが少ない毒劇物・化学物質関連事例、原子力・放射線災害、自然災害等に関して、保健所職員等への専門的研修を引き続き継続されたい。

(ア)趣旨

保健所、地方衛生研究所、都道府県等の職員に対して、健康危機管理に関する資質の向上を自治体のみで充分に行うことは困難。

(イ)具体的要望

現在行われている健康危機管理関連研修の計画的な継続（各種専門職種別、行政経験年数別等）

(ウ)参考等

- (3) 障害者をはじめ、透析患者、難病患者等災害弱者への災害時の緊急支援，及びネットワ

ーク強化に向けた技術的、財政的支援を検討されたい。

(ア)趣旨

災害に伴う弱者支援は保健部門の大きな課題の一つであるが、対策が進んでいる
とは言い難い。国の役割として技術的、財政的支援の拡充が必要。

(イ) 具体的要望事項

自治体が行う都市部、郡部など地域の実情に見合った支援体制構築に対して、研
修等による人材育成支援等

(ウ) 参考等

3. 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進

(医政局総務課医療安全推進室、老健局計画課)

(1) 地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業をいっそう充実させる
ため、人材確保や研修等による保健所職員の資質向上を引き続き支援されたい。

(ア) 趣旨

医療安全支援センターを充実させるため、以前にもまして対応職員の能力向上
が必要。また、立ち入り検査においては標準化が必要。

(イ) 具体的要望事項

保健所の相談窓口機能向上に結びつく研修の継続、医療立ち入り検査に関する
関係職種への研修の実施

医療安全支援センターに関する人材確保への財政的支援の拡充

保健所における医療立ち入り検査の標準化、診療所・薬局・医薬品等販売業者
に対する安全管理体制のチェック機能の充実への技術的支援

(ウ) 参考等

(財) 日本医療機能評価機構等による研修が継続されている。

医療安全支援センターが改正医療法中に規定される予定。

(2) 医療機関における感染防止対策強化のための専任看護師等の配置、及び医療安全対策にあ
たる専任安全管理者の配置に関して、これらの配置対象機関の拡大について検討を継続す
るとともに、介護施設等高齢者施設に対する感染防止・介護等安全対策の充実強化をさら
に進められたい。

(ア) 趣旨

保健所が医療機関と協働して良質な医療の提供を目指すうえで、医療機関側の
上記体制の充実が必要である。

保健所と福祉事務所が連携して、高齢者施設等の感染防止・介護等安全対策支
援に努める必要がある。

(イ) 具体的要望事項

院内感染対策及び医療安全対策にあたる専任職の配置対象医療機関の拡大に関
する検討の継続

高齢者施設における感染防止・介護安全対策に係る規定等についての充実

(ウ) 参考等

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H 1 7 年 2 月
厚生労働省通知)

平成18年度介護報酬等の改訂において、「介護保険施設における感染症管理体制の徹底を図る観点から、感染症の対応方策を基準上明確化する」。

- (3) 国民が安心して医療が受けられるよう、医療に関する情報提供について、その内容及び提供方法等につき、さらに検討を進められたい。また、それら情報を地域の医療安全支援センター・相談窓口等で有効に利用できるよう図られたい。

(ア) 趣旨

医療に関する情報は医療提供側と受ける側で大きな差がある。この較差を解消していくことが医療安全確保や医療への信頼確保上、重要な課題の一つである。

(イ) 具体的要望事項

広告を含む個々の医療機関情報に関して、国民のニーズを考慮した情報提供の内容や方法について検討の継続

(ウ) 参考等

「医療提供体制に関する意見中間まとめ」の策定。

「今後の医療安全対策について」(「医療安全対策検討ワーキンググループ」報告書(平成17年5月))の策定。

- (4) 地域の医療提供体制を確保する上で最も基本的な要件の一つは、医療資源の地域的(僻地や離島等)及び診療科面における(小児科、産科等)偏在解消である。「医療提供体制に関する意見中間まとめ」をふまえ、上記の偏在解消のため国として早急に制度構築を図られたい。

(ア) 趣旨

僻地等で医師確保が困難な地域は未だ多く存在し、また、医療資源が量的には豊富であっても、小児、産科、救急医療等において連携体制の構築が困難な場合も多い。これらの体制構築については、各自治体においても努めてはいるが、国として基礎的な制度構築が必要と考える。

(イ) 具体的要望事項

「医療提供体制に関する意見中間まとめ」中、当該か所(5.地域、診療科等)での医師の偏在解消への総合対策)の検討課題に対する早期対応策の提示
自治体における医療提供体制整備に関する財政的支援

(ウ) 参考等

「医療提供体制に関する意見中間まとめ」の策定。

「平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画制度の見直しの方向性」(中間まとめ)の策定。

- (5) 終末期を含む在宅医療体制推進のため、人材育成及び在宅医療に係る地域の医療連携体制を構築できるよう支援されたい。

(ア) 趣旨

要介護認定者が増加し、また高いがん罹患率のなかで、終末期を在宅で過ごすためには地域での連携体制の強化が必要である。

(イ) 具体的要望事項

在宅医療従事者の養成と研修の実施や在宅医療従事者と行政の連携体制構築に関する技術的支援

(ウ) 参考等

介護保険法の改正
「医療提供体制に関する意見中間まとめ」の策定

(6) 高齢者虐待を防止するため、保健所が市町村と情報を共有化し、連携できる体制の構築、また、地域包括支援センターを含めた従事者に対する研修体制の整備を図られたい。

(ア) 趣旨

高齢者虐待の発生要因は単一でなく、取り巻く社会生活環境の危機として取り組む必要がある。

(イ) 具体的要望事項

市町村が行う高齢者虐待対応における保健所の位置づけの明確化
相談窓口等に携わる職員及び高齢者施設への研修の充実
虐待に関する実態調査の強化

(ウ) 参考等

高齢者虐待防止法の成立
地域包括支援センター業務の中に高齢者虐待対応が規定された。

4. 感染症対策の推進

(健康局結核感染症課、医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室)

(1) バイオテロや新感染症の発生に備え、国が指定する特定感染症指定医療機関の整備拡充を早急に行い、また、第1・2種感染症指定医療機関の施設整備及び運営に対して、より一層の財政的支援を検討されたい。さらに、新型インフルエンザ対策を強力に推進されたい。

(ア) 趣旨

我が国においても、重症急性呼吸器症候群の経験や新型インフルエンザの発生の可能性が高まっていること等から、感染症指定医療機関の質的及び量的整備を早急に促進する必要がある。しかし、自治体において第1、2種感染症指定医療機関の拡充を図るには、施設整備や運営に対する国の財政的支援の強化が欠かせない。

新型インフルエンザ対応に関して、WHO定義のフェーズ4以上における行動計画をより具体化したガイドライン等に基づいた対応を国として示す必要がある。

(イ) 具体的要望事項

特定感染症指定医療機関の早期整備拡充
第1、2種感染症病床運営に対する財政的支援の拡充(新型インフルエンザ対応を含む)
新興感染症対策に関する調査・研究の強力な推進

(ウ) 参考等

感染症指定医療機関での設備拡充や運営費用に対する国の財政的支援は非常に限られており、自治体独自での財政的支援は困難。
「新型インフルエンザ対策行動計画」の策定、高病原性鳥インフルエンザの指定感染症指定。

(2) 平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告で今後の検討課題となっている各種予防接種に関する事項について、科学的知見に基づいた国としての方策を早期にとりまとめられたい。また、直近の結核予防法改正及び定期の予防接種実施要領の一部改正では、「BCG」及び「麻しん・風しん」の予防接種（以下両予防接種）実施に際して自治体現場では非常な混乱を生じたことに鑑み、経過措置等の対策を充分考慮した制度設計を行われたい。両予防接種については、今後も科学的な検証を継続し、必要な場合は制度の見直しにつき検討されたい。さらに、「BCG」では医学的理由による1歳までの延長期間における接種に係る健康被害補償についても再検討されたい。

(ア) 趣旨

現行の定期予防接種以外の予防接種に関しても、国として早急に具体的方向性を示す必要がある。

両予防接種の接種時期・方法に関して、医学的な安全性・有効性に関して疑義があり、また、両予防接種の定期接種対象期間が狭く、接種漏れ対策に支障を来す恐れがある。

(イ) 具体的要望事項

予防接種に関する検討会中間報告（平成17年3月）における検討課題について、科学的知見に基づいた方策の早期決定

科学的知見に基づき、かつ、自治体現場で混乱が生じない制度設計

両予防接種の現行方法の安全性・有効性について、科学的な検証

BCGの定期接種対象期間の延長等、接種率の維持・向上を図ることができる法令等の見直し、及び延長期間における健康被害補償についての再検討

(ウ) 参考等

出生直後のBCG接種の安全性、2回とも「麻しん・風しん」混合ワクチンを使用することの有効性、及び風しんワクチンの第2期接種時期の妥当性等については科学的に充分検証されていない。

定期接種対象期間を少しでも外れた接種は現行制度では任意接種となり、その際に健康被害が発生すれば市町村長に多大な責任が生じる。

(3) ヒト免疫不全ウイルス（以下HIV）の感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動の一層の強化を図るとともに、保健所等におけるHIVに関する相談・検査の受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。また、若い世代に対する性感染症対策の強化のため、国においても文部科学省等との連携を一層図られたい。

(ア) 趣旨

HIVに関する情報提供やキャンペーンは、国レベルでも充分に行う必要がある。

性感染症対策には、若い頃から正しい知識を身に付けることが必要であり、保健分野と教育分野の連携が重要である。

(イ) 具体的要望事項

HIV感染症拡大に対して、最近の麻疹キャンペーンや結核緊急事態宣言のような、インパクトある国レベルのキャンペーン活動の実施と年代別や同性愛者等対象の特性に応じた啓発の強化

保健所等が行うHIV相談・検査体制への財政的支援の拡充

保健所の性感染症（HIV感染症を含む）予防に関する健康教育等を、教育機

関と有機的に連携して実施できる国レベルでの仕組みの拡充

(ウ) 参考等

18年度厚生労働省予算案

1. 大都市における休日・夜間のH I V相談・検査体制の充実を図るとしているが、H I V感染を含む若い世代の性感染症拡大の危機は大都市以外でも同じ状況と考えられる。

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正

- (4) 都道府県における「感染症予防計画」に基づいた施策の推進及び地方衛生研究所の機能強化に対して、国としての技術的・財政的支援を一層充実されたい。また、感染症予防に関する人材の育成を更に強化されたい。

(ア) 趣旨

都道府県等が感染症に関する国内外の情報や専門研究機関の指導を共有し易いシステムを構築したり、専門性の高い人材を確保することに対して、国の技術的・財政的支援は重要である。

感染症対応は健康危機管理との観点に立って迅速かつ確に対応するためには、身近にある地方衛生研究所の機能充実が欠かせない。

(イ) 具体的要望事項

保健所等の感染症アウトブレイク等に対する体制の整備について、国として技術的・財政的支援の一層の充実

保健所等に感染症予防に関する専門性の高い人材を配置すべきことについては、「地域保健対策検討会中間報告」に記載されている。これをより明確に国の方針として打ち出すとともに、人材養成のための研修を一層充実すること

「地域保健対策検討会中間報告」において、地方衛生研究所の役割が記述されているが、さらに明確な法的位置付けとそれに伴う検査機能の強化への財政的支援(要望2の(1)に同じ)

(ウ) 参考等

感染症予防について高い専門性を有する人材の保健所への配置を取り上げた報告書の策定

1. 「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する報告書」中、保健所への医師の複数配置
2. 「地域保健対策検討会中間報告」の「保健所職員等の人材確保及び資質の向上」中、F E T P研修終了者の都道府県への配置

5. 結核対策の推進

(健康局結核感染症課、医政局国立病院課、保険局)

- (1) 国においては「結核予防法」と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法と略す)の統合を予定しているが、制度設計に関しては、結核対策が後退することの無いよう専門家及び保健所等を交え十分な議論を行われたい。

(ア) 趣旨

結核予防法及び関連通知等の改正は結核対策を今より充実・強化するものでなければならぬ。しかし、直近に行われた変更内容には結核対策の後退につな

がりがねない事項、患者の立場に視点を置いていないと考えられる点、実際に対応を行う自治体の実情に即していない面があった。

両法の統合の目的は、あくまで現行結核予防法の不備な面を補い、感染症法と整合性をとりつつ結核対策を充実強化するものとする。生物テロ対策を主眼としての統合を性急に行えば、結核対策を独立した法体系のもとで継続してきた意義、逆に感染症法と統合された場合のデメリットが充分検討されないままになってしまう可能性が高い。

結核の中蔓延国から低蔓延国への移行を目指して結核対策の強化が望まれる中、結核予防法を統合した場合、「結核は過去の病気」あるいは「低蔓延化が達成されたための廃止」といった誤った意識が広がり、地方自治体の結核対策に関わる組織や人員体制の弱体化を招く恐れもある。

(イ) 具体的要望事項

統合を検討するに当たっては、厚生科学審議会感染症分科会結核部会等専門家集団や保健所等現場対応担当部門の意見を充分聴取し、医学的根拠に基づき、かつ円滑に移行しうる制度となるよう留意すること。また、上記の趣旨を考慮の上で慎重にすすめること。

統合の際は、結核登録制度の維持や治療の充実（特に地域DOTSのための予算と人材確保に関する事項の法制化等）等が統合の必須条件であることに留意すること。

統合を契機に、改めて結核対策の重要性等について国民への啓発や情報提供を行うこと。

(ウ) 参考等

両法の性急な統合に関しては、厚生科学審議会感染症分科会の委員の多くが疑問を提起している。

日本結核病学会、日本呼吸器学会が統合反対の共同声明を出しており、全国保健所長会も平成17年10月の緊急声明において、統合反対と結核対策の更なる充実・強化のための結核予防法の再改正を訴えている。

その後、平成18年3月の全国保健所長会理事会の席上、結核感染症課課長より、両法の統合時に問題と考えられている点に関して厚生労働省の検討状況について説明があった。

1. 結核患者の「同居者」の定義・解釈、感染症類型分類、「結核診査協議会」の開催方法、公費負担医療等

(2) Directly Observed Treatment, Short-course (以下DOTSと略す)を基本とする結核の治療成功率向上のための施策をさらに推進されたい。また、DOTS推進に関する公的支援策を充実されたい。

(ア) 趣旨

結核予防法及び基本指針にDOTS対応が盛り込まれたが、DOTS戦略の推進には国の強力な関与が必須である。

結核の入院期間の短縮に伴い地域DOTSの重要性が高まる中で、これを促進するための公的支援制度（新たな公費負担制度等）は未整備であり、また地域DOTSに関わる人材の養成・確保が必要である。

(イ) 具体的要望事項

一定の基準（省令等で規定）を満たした地域DOTS事例に対して、入所命令解除（退院）後も適切な公費負担が適応されるような公的支援制度の創設
大都市等以外においても地域DOTSのための予算と人材確保に関する事項の
法制化

(ウ) 参考等

大都市等におけるDOTS実施制度の開始

(3) 近年増加している非結核性抗酸菌症に関し、治療薬剤の保険適用等医療保険に関する整備を早急に図られたい。

(ア) 趣旨

非結核性抗酸菌症の一部において、既存の抗結核薬その他の薬剤に治療効果が認められるにもかかわらず保険適用がなされておらず、臨床現場では難渋している。

(イ) 具体的要望事項

非結核性抗酸菌症に対する治療薬剤の保険適応等の整備を早急に図ること

(ウ) 参考

現時点で厚生労働省としては、非結核性抗酸菌症の治療薬剤の保険適用等に関して早期に対応をとる予定はない。

(4) 多剤耐性結核に関して、実態把握、予防対策、治療方法の研究開発等をより一層推進するとともに、他者に感染させる恐れのある多剤耐性結核患者の入所命令の取り扱いについて、さらに検討されたい。

(ア) 趣旨

多剤耐性結核に関しては、実態把握はじめ治療薬剤の開発など基礎的研究に基づいた対策が必要である。

多剤耐性結核患者の場合、喀痰結核菌陰性と陽性を繰り返しており、また入所命令に応じない者があるなど、公衆衛生上現行制度で充分対応できない場合がある。

(イ) 具体的要望事項

多剤耐性結核に関して、より詳細な実態把握と共に予防対策・治療方法の研究開発の促進

多剤耐性結核患者の入院の確保について、新たな対応の検討

(ウ) 参考等

現時点で厚生労働省としては、多剤耐性結核患者に対する強制力のある入所命令制度の創設等は考えていない。

(5) 今後も(財)結核予防会結核研究所等への支援を通じて、結核対策の専門家の養成及び保健所の結核対策従事者に対する研修を充実・強化されたい。また、同研究所等における多剤耐性結核や非結核性抗酸菌症の調査・研究に対し一層の財政支援を図られたい。

(ア) 趣旨

(財)結核予防会結核研究所等における研修は非常に有用であり、結核対策の専門家養成や保健所の結核対策従事者の資質向上に欠かせないものとなっている。

(財)結核予防会結核研究所等における研修及び指導は、結核対策に限らず、多くの公衆衛生上の問題に対して、科学的根拠に基づいた効果的対策を策定・推進する幅広い人材の育成に大きく貢献している。

多剤耐性結核や非結核性抗酸菌症に対する対策は、極めて重要な課題である。

(イ) 具体的要望事項

(財)結核予防会結核研究所等における研修の充実・強化

(財)結核予防会結核研究所等における多剤耐性結核や非結核性抗酸菌症の調査・研究に対する一層の財政的支援

(ウ) 参考等

国における結核予防法改正、さらには感染症法との統合の検討は、(財)結核予防会結核研究所の予算規模の縮小に繋がりにくい。

6. 精神保健福祉対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

(1) 精神保健は、業務の専門的・広域的性格から、今後も保健所が地域の中核的役割を担うことが必要と考えられる。市町村への指導を含め、地域において保健所を中心とした精神保健施策の充実強化を図ることができるよう支援されたい。

(ア) 趣旨

障害者自立支援法が制定されたが、精神障害者対策は医療、保健、福祉がより緊密に連携した体制のもとで実施されて初めて有効なものとなる点が、身体・知的障害者施策と異なる。

この実効性のある連携体制の構築、保健及び福祉施策の効果的な実施に関して保健関連職種(行政医師、精神保健福祉士、保健師等)の関与が非常に重要である。

市町村においては、専門職が配置されている保健所等との連携やその専門的指導を受けることが非常に重要である。

(イ) 具体的要望事項

「地域保健対策検討会中間報告」で記載された措置入院関連事業や心のケアのみでなく、障害者自立支援法で規定されている地域支援・相談支援事業等への関与(市町村への支援)を含め、保健所を精神保健福祉における地域に密着した拠点として位置づけること(都道府県等の精神保健センターはより広域的対応の拠点)

(ウ) 参考等

障害者自立支援法の制定。

1. 障害度認定、ケアマネジメント等相談支援事業が委託も可能な形で規定

「地域保健対策検討会中間報告」では、一般精神保健福祉業務に関する保健所の役割については記載無し。

(2) 障害者自立支援法のもとで、精神障害者における種々の保健福祉医療制度や施策の充実強化を引き続き図られたい。特に、地域生活への移行を促進するため、精神科領域での保健福祉機能を含めた地域連携クリティカルパスの医療保険の適用、居宅生活支援の充実、社会復帰施設の拡充、雇用支援等が円滑に行われるような制度の構築を図られたい。

(ア) 趣旨

障害者自立支援法の中で精神障害者施策がより効果的に実施されるような制度構築が必要。

社会的入院から在宅生活への移行が喫緊の課題と考えられる。そのためには、地域における居宅生活支援体制の充実が急務。

(イ) 具体的要望事項

障害者自立支援法の中で、精神障害者施策がより効果的・円滑に実施され、かつ、実施事業の質を確保しうる制度構築

地域支援・相談支援事業、社会復帰関連施設拡充、雇用促進事業への財政的支援の継続

精神科領域における地域連携クリティカルパスの医療保険の適用と保健福祉サービスも含めた適用の拡大

(ウ) 参考等

平成18年度厚労省予算案主要事項には、「第8 障害者の自立支援の推進、生活保護制度の適正な実施」が挙げられているが、精神障害者施策等の詳細は不明。

地域保健総合推進事業(保健所長会協力事業)「精神障害者の地域医療の推進を目指した退院支援のための企画立案研究」を実施し、精神障害者の退院支援ならびに地域での円滑な支援の継続に医療、保健、福祉の連携体制の構築と地域連携クリティカルパスの活用が有用との結果が得られた。

(3) 精神科救急医療体制の整備促進を図りたい。

(ア) 趣旨

在宅生活への移行を円滑に促進するためにも、精神科救急医療体制整備は早急に行う必要がある。

(イ) 具体的要望事項

二次医療圏単位程度での輪番体制確立、中核的な精神科救急医療センター施設設置の促進

(ウ) 参考等

1. 18年度予算案主要事項には、精神科救急に関する記載は明示されていない。

(4) 精神障害者の社会復帰を図る観点から住民への精神障害に関する正しい知識の普及をさらに促進するため、全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。

(ア) 趣旨

種々の普及啓発活動や相談体制の充実には、実施主体となる市町村への専門職の配置および保健所から市町村への支援体制の確立が必要である。

(イ) 具体的要望事項

精神障害への理解に関する全国的な普及啓発活動の充実

市町村等における精神保健福祉関連専門職の配置に対する財政的支援

(ウ) 参考等

(5) 成人期の自殺防止やうつ病対策に関する普及活動及び相談体制の確立が必要である。全国

的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。

(ア) 趣旨

種々の普及啓発活動や相談体制の充実には、実施主体となる市町村への専門職の配置および保健所から市町村への支援体制の確立が必要である。

(イ) 具体的要望事項

自殺予防やこころの健康づくりに関する全国的な普及啓発活動の充実
市町村等における精神保健福祉関連専門職の配置に対する財政的支援

18年度施策の継続

1. 自殺予防総合センター（仮称）の整備
2. 職場におけるメンタルヘルス相談実施体制の整備 など

(ウ) 参考等

厚生労働省18年度予算案

1. 自殺予防総合センター（仮称）の整備
2. 自殺予防に向けた相談体制の充実
3. 自殺予防の普及啓発
4. 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

(6) 心神喪失者等医療観察法が施行されたが、本制度のうち特に社会復帰時には保健所をはじめとする地域関係機関の連携体制が必要である。これら、実効的な連携体制が地域において整備できるよう技術的、財政的支援を図られたい。また、国においても自治体から提起された課題等について関係省庁と連携の上継続的に協議されたい。

(ア) 趣旨

本法の目的を達成するためには、措置医療機関から地域生活への移行及び地域でのフォローアップ体制が重要。

地域における関係機関の連携には、国における関係省庁の連携構築が必須。

(イ) 具体的要望事項

警察、保護観察所、医療機関、保健所、市町村等の実効性のある連携体制が地域において構築できるような技術的支援（専門職の研修やガイドラインの作成等）

保護観察所も含めた地域における関連専門職種確保に対する財政的支援

(ウ) 参考等

厚生労働省18年度予算案

1. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものに関する医療体制の整備

(7) 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送は、警察の協力を得て保健所等が担当しているが、円滑に行われていない地域も多いのが現状である。救急搬送が人権及び安全性の双方に配慮され、より適正に実施できるよう、国においても運用方を検討されたい。

(ア) 趣旨

措置入院等の搬送を含め精神障害者の救急移送については、保健所等の職員のみでは充分に対応ができていないのが現状。

(イ) 具体的要望事項

緊急対応ができる保健所等対応部門の職員配置への財政的支援

都道府県における警察も含めた連携体制確立への支援

(ウ) 参考等

警察と保健所の連携に関する円滑度は地域により様々である。

(8) 種々の災害被災者等に対する心のケア(P T S D対応)のため、専門家チームを養成し、被災地へ派遣するとともに、地域では精神保健センターや保健所等で継続的に支援できる体制の整備促進を図りたい。

(ア) 趣旨

心のケアは早期より専門家がかかわり、かつ、長期にフォローしていく体制が必要。

(イ) 具体的要望事項

国及び都道府県ブロック程度を単位とした、P T S D対応の専門家チームの養成

これら、専門家チームの対象地域への派遣体制の確立

保健所など地域の専門職へのP T S D関連研修の継続

(ウ) 参考等

事例発生時の対応は行われているが、体制としては確立していない。

7. 児童虐待防止対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務課虐待防止対策室)

(1) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防の視点から保健所等の行う地域保健及び福祉両面における子育て支援施策の一層の充実、推進を図りたい。

(ア) 趣旨

17年度から市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、教育委員会、警察、法務局、児童相談所、幼稚園等との連携が取れやすくなり、虐待事例への対応が進んだが、協議会未設置の市町村もあり、一層の充実が必要。

(イ) 具体的要望

虐待の予防・早期発見のため、保健所で実施されている地域の母子保健活動を重視した予算の(次世代育成支援対策交付金メニュー)の拡充
虐待に携わる保健所、市町村専門職への研修の継続

(ウ) 参考

平成18年度厚労省予算事項

1. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実：主な対象事業(1)育児支援家庭訪問事業の強化(2)児童相談所等の体制強化(3)児童福祉施設における支援体制の強化(4)児童虐待防止対策など児童の保護・支援の推進(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))

8. 食品安全対策等の推進

(医薬食品局食品安全部企画情報課)

(1) 自治体が策定する監視計画をより実効性のあるものとするため、保健所に対する食品衛生に関する最新情報の提供体制を充実するとともに、保健所職員の人材確保及び育成のため

の研修等に対して支援を継続されたい。

(ア) 趣旨

実効性のある監視を実施するためには、効果的・効率的な監視計画の策定と専門職の確保及びその技術力の向上が必要である。自治体が策定する監視計画を充実するために内外の食品衛生情報の提供と保健所専門職に対する継続した人材育成が必要である。

(イ) 具体的要望事項

食品衛生関連の情報を国及び全国保健所で共有できる情報システムの充実
国として、自治体における獣医師はじめ食品衛生監視員確保に対する支援方策の検討
食品監視専門職の技術力向上のための研修の拡充

(ウ) 参考等

(2) 食品安全基本法の成立とともに科学的な知見に基づいたリスク分析による食品安全確保対策が進められているが、消費者に対する適切なリスクコミュニケーションを重視した施策が必要である。自治体レベルでリスクコミュニケーションが進むような仕組みも構築され、自治体での取り組みをさらに支援されたい。

(ア) 趣旨

リスクコミュニケーションを進めるには、科学的に検証された食品に関する正確な情報を関係者の間で共有することが必要である。

リスクコミュニケーションは、目的に応じて国レベル、地方自治体レベルでそれぞれ必要と考えられるが、地方自治体では必ずしも進んでいない。

(イ) 具体的要望事項

保健所等の関連行政機関及び一般国民それぞれが使いやすい情報システムの構築
地方自治体が実施するリスクコミュニケーション関連事業の補助制度

(ウ) 参考等

独立行政法人国立健康栄養研究所等において、食品の安全に関する情報収集と還元が開始されている。

18年度厚労省予算事項

1. 消費者などへの情報提供の充実：リスクコミュニケーションの充実、健康食品対策の推進（情報提供）
2. 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの今後の進め方について」

(3) 食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、消費者への食品情報の提供が重要視されている。わかりやすい食品表示による消費者の選択を促進させる施策を推進されたい。

(ア) 趣旨

食品関連表示については、食品衛生法、JAS法、景表法、薬事法、健康増進法など多くの法律が関係しているが、消費者からはわかりやすい表示が求められている。最近では、加工食品原料の原産地表示も進められている。

(イ) 具体的要望事項

食品表示に関する複数の法律間で整合性がとれ、かつ消費者にわかりやすい食

品表示方法の検討継続

(ウ) 参考等

18年度厚労省予算事項

1. 消費者などへの情報提供の充実：リスクコミュニケーションの充実、健康食品対策の推進（情報提供）

- (4) 食中毒、また、感染症としても対応が求められているノロウイルスについて、疫学の解明をすすめられたい。また、カンピロバクターによる食中毒も多発しており、これらの病原体に対して日本の食習慣を考慮した健康被害予防対策を検討されたい。

(ア) 趣旨

食品関連のノロウイルス感染症対策として、カキ業者等による自主検査や自治体ごとの行政指導が行われているが、一貫した方策がとられていない面があり、感染予防が不十分である。さらに食中毒の最大原因の一つであるカンピロバクターについても、鶏肉等の生食が食習慣として定着しており、自治体単独での行政対応は難しい。

(イ) 具体的要望事項

カキや鶏肉などの生食に対しては、食習慣上完全な規制は困難ではあるが、感染症・食中毒予防の観点から国として何らかの規制方策の検討、あるいは国レベルでのリスクコミュニケーションによる消費者の適切な選択が進む方策の推進

国レベルでのノロウイルス、カンピロバクター等による感染症・食中毒に関するさらなる情報提供と啓発

(ウ) 参考等

牛肉や生レバーと腸管出血性大腸菌感染症の関連については、ようやく国民の間で理解されてきたが、鶏肉とカンピロバクターの関係等については周知が充分でない。

- (5) 食品の残留農薬規制のポジティブリスト制度への移行に際して、地方自治体が円滑に対応できるように、効果的で実効性のある検査方法及び監視方法について国においても継続して検討をされたい。

(ア) 趣旨

基準値が示される農薬は800種類にも及びその検査方法と精度管理はきわめて重要である。特に分析方法についてはポジティブリスト制度の施行時に通知等により示されることとされているが、制度施行後においても地方自治体の状況を勘案し効率的な検査方法の開発や効果的な監視体制の構築に国としての支援が必要である。

(イ) 具体的要望事項

多種類の農薬検査にかかる機器整備に対する地方衛生研究所等への財政的支援
自治体を実施する検査の精度管理および検査担当職員の研修の充実

(ウ) 参考等

18年度厚労省予算事項

1. 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進：残留農薬等ポジティブリスト精度の推進

9. 生活環境の安全対策の推進（労働基準局安全衛生部労働衛生課、同化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

(1) 社会問題化しているアスベスト問題について、その疫学的実態調査を行い、今後予想される被害の拡大防止及び予防対策を十分検討されたい。また、現在の救済・補償制度について検証を行い、職業及び環境暴露等により生じた健康被害に対してより十分な対応が行えるよう検討を継続されたい。

(ア) 趣旨

アスベスト問題について疫学的調査による職業及び環境暴露に関する実態把握が必要である。

上記実態調査をふまえ、将来の状況を想定した厚生労働省及び環境省双方による予防的対策の強化が必要。

(イ) 具体的要望事項

国によるアスベスト暴露（特に環境暴露）に関する疫学調査と健康被害への対応方策の検討、及び石綿作業従事者に対する健康診断のシステム化

環境暴露が疑われる地域の住民に対する、健康管理体制（健診や相談等）の確立とそれらへの技術的及び財政的支援

環境及び健康に関する専門的相談機関の設置の継続と保健所等地域の相談機関との連携体制構築

現在の救済・補償制度について検証と必要な改善

(ウ) 参考等

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行

「石綿に関する健康管理等専門家会議」報告書、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書の策定

厚生労働省、環境省による死亡子票からの疫学調査

厚生労働省労働基準局長通知「石綿暴露防止対策の推進について」等の発出

18年度厚労省予算事項

1. アスベスト対策の適切な実施：建築物の解体時等の悲惨防止の徹底、製造・新規使用等の早期全面禁止、過去に石綿作業に従事した労働者の健康管理の充実強化等

(2) 喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食品アレルギー、シックハウス等のアレルギー疾患を有する患者は国民のおよそ30%に上ると言われ、多くの国民が日常生活に支障を来し放置できない問題となっている。原因究明と治療法の開発とともに正しい知識の普及啓発、相談体制の整備が必要である。

(ア) 趣旨

独立行政法人国立病院機構による「免疫異常政策医療ネットワーク」による研究の推進と治療方法の確立が望まれる。

地域における医療体制の充実と保健所等での相談体制強化が必要である。

(イ) 具体的要望事項

リウマチ・アレルギー情報センター等のホームページを充実し、最新知見についての情報提供の充実

地域における医療と相談機関の連携体制構築への技術的支援
保健所、市町村で利用できる相談対応マニュアルの作成

(ウ) 参考等

リウマチ・アレルギー情報センター

免疫異常政策医療ネットワーク

18年度厚労省予算事項

1. リウマチ・アレルギー対策の推進：喘息死ゼロ作戦（仮称）の実施、免疫アレルギー疾患に関する研究の推進と正しい知識の普及
2. シックハウス対策の推進：研究、相談体制の整備

(一般要望)

1. 健やか親子21の推進

(医政局指導課、雇用均等・児童家庭局母子保健課)

- (1) 食育基本法に基づき、こどもの「食育」を効果的に推進し、生涯健康に過ごすために、保健所において関係機関・団体との連携・協働が円滑に行えるよう、国においては省庁間の連携に引き続き努めると共に、施策の推進と事業支援の充実強化を図られたい。

(ア) 趣旨

連携を図る上で、地域独自での対応のみでは地域的不均衡が生じ限界もある。国においては連携に関する種々の工夫がなされているが、より充実した施策の拡充が必要。

(イ) 具体的要望

地域において保健所が中心となり関連組織との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国としても検討

(ウ) 参考等

「フードガイド報告書」、妊産婦のための食生活指針の策定、食事バランスガイドの作成

18年度厚労省予算事項

1. 食育の推進

(ア) 国民健康づくり運動を通じた食育推進（「食事バランスガイド」の普及）

(イ) 健やか親子21による母子保健運動を通じた食育推進（「授乳・離乳の支援ガイド」）

(ウ) 消費者とのリスクコミュニケーションを通じた「食育」の推進

2. 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策の推進

(ア) 若年期からの肥満予防対策の推進

- (2) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策、喫煙防止対策等を総合的かつ効果的に推進することが重要である。地域において地域保健と学校保健との連携が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた施策の実施体制について検討されたい。

- (ア) 趣旨
 (1) に同じ
- (イ) 具体的要望
 地域において保健所が教育機関との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国（厚生労働省と文部科学省協働）としても検討
- (ウ) 参考等
 スクールカウンセラーの導入、養護教諭等による保健との連携やボランティアの参画など様々な事業展開が図られている。しかし、現在は、教育部門に於いては学校長の判断が最優先となっているために様々な障害がある。
- (3) 小児救急医療体制のさらなる整備促進と同時に、長期入院患児の入院環境整備や在宅医療等、急性期以降の小児医療体制の充実も図られたい。
- (ア) 趣旨
 地域における小児救急医療体制の整備は急務。小規模自治体独自では体制構築は困難。
 急性期のみでなく、慢性疾患患児の長期入院・在宅医療体制の整備も必要。
 産科（周産期）医療体制の整備・確保についても検討が必要。
- (イ) 具体的要望
 地域（都道府県等）が行う救急医療体制整備への財政的支援の充実
- (ウ) 参考等
 平成 1 8 年度厚労省予算事項
 1. 小児救急医療体制の整備推進
 2. 小児科・産科医療体制整備事業の実施（母子保健医療対策等総合事業）
 3. 医療計画制度の見直し
- (4) 思春期保健対策を推進するため、医療分野では児童精神科医等専門家の養成及び確保、また、保健所等関係職員の資質向上に向けた研修の充実強化を図られたい。
- (ア) 趣旨
 医療及び保健分野双方とも、専門職の配置が不十分。
- (イ) 具体的要望
 国として、医療分野での児童精神科医等専門家の養成方策の推進
 保健所職員に対する、思春期保健に関する研修の継続
- (ウ) 参考等
 平成 1 7 年度「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」報告書
 平成 1 7 年度より「子どもの心の問題に関する研究班」でガイドライン等の作成
- (5) 発達障害児に関する、保健・医療・教育分野にまたがった療育体制の整備をさらに推進されたい。
- (ア) 趣旨
 「発達障害者支援法」が施行され、具体的施策として障害福祉圏域における支援モデル事業や自閉症・発達障害支援センターの拡充があげられているが、現状の療育体制は地域により較差があり、質的及び量的に不十分。

(イ) 具体的要望

発達障害支援センターの質的量的拡充に対する財政的支援の拡充
発達障害に関する医療を含めた多方面にわたる専門家の育成方策の具体化

(ウ) 参考等

発達障害者支援法の施行

平成18年度厚労省予算事項

1. 発達障害児の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、支援体制整備をモデル的に実施
2. 自閉症・発達障害支援センターの拡充

2. 健康日本21の推進

(健康局総務課生活習慣病対策室)

- (1) 現在まで地域保健推進特別事業により先駆的な事業が行われ、地域における様々な施策の展開に結びついている。「健康日本21」地方計画を含む地域の公衆衛生施策を推進するため、今後も同様事業の継続と充実を図りたい。

(ア) 趣旨

本事業は、健康に関連する機能を持った社会の様々な主体が参加して地域の保健問題に取り組むことにより、地域に即した住民の支援環境をつくることにつながり、地域の公衆衛生施策の推進に大いに寄与していた。

(イ) 具体的要望

公衆衛生施策の中で、重点的な事業実施に対する財政的支援の継続

(ウ) 参考等

- (2) 健康診査・保健指導の質の確保、精度管理、事業評価や、地域住民の健康課題の把握や評価について、保健所が保険者等の事業実施主体と円滑な連携が行えるよう、制度の構築を図りたい。

(ア) 趣旨

生活習慣病対策の推進のためには、予防的な視点での取り組みが重要である。そのためには健康診査によりの確に指導対象者を把握し、適切な保健指導を行う必要がある。これらの事業を効率的、効果的に遂行するためには、事業の質の確保・精度管理や事業評価が不可欠であり、専門職を有する保健所がその中心的役割を果たす必要がある。

現在すすめられている「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」で示された貴省の案では、メタボリックシンドロームにかかる住民の健康診査や保健指導については、今後は医療保険者が実施主体となっていくこととされている。生活習慣病対策の推進は、健康課題の把握と評価に基づく地域診断が基礎となるが、そのためには地域との関連が希薄な医療保険者が実施する健診の結果等を、保健所や市町村が的確に把握する必要がある。

(イ) 具体的要望

保健所が中心となり、健診・保健指導の質の確保や精度管理を行いうる制度の構築

保健所が中心となり、地域住民の健康状況の把握や評価を行いうる制度の構築

(ウ) 参考等

「今後の生活習慣病対策の推進について(中間まとめ)」、「生活習慣病健診・保健指導のあり方に関する検討会中間とりまとめ」の策定

H17年度予算にあった地域・職域連携に関係する項目や説明が、H18年度予算案には見当たらない。

- (3) 現在、老健事業として実施されているがん検診が、早期発見や死亡率減少等に結びつき、ひいては医療費抑制にもつながるよう、国においては「がん検診に関する検討会」等での見直しをさらに進め、医学的根拠に基づいた健診方策を早期に示されたい。また、C型肝炎対策に関しては、肝炎の予防等のみでなく肝がん対策の一環としても肝炎ウイルス検査の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

現在、「がん検診に関する検討会」においてがん検診の見直しが進行し、医学的根拠に基づいた健診方法や精度管理、事業検診評価等が策定されてきている。

このように、国として有効な検診方策を明確に提示することは、自治体が行う検診体制構築(予算確保を含む)への大きな支援となる。

(イ) 具体的要望

医学的根拠に基づいたがん検診に関する方策や精度管理指針等の早期提示

肝炎ウイルス検査に関しては、対象者の拡大を含む検査体制拡充のための財政的支援の継続と全国的な啓発の継続

(ウ) 参考等

「がん検診に関する検討会」における中間報告の策定

「C型肝炎対策等に関する専門家会議」報告書の策定

18年度厚生労働省予算事項

1. がん対策の総合的かつ重点的な推進：がん予防・早期発見の推進
2. C型肝炎対策等の推進

- (4) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、保健所等における地域保健と職域・学校保健との連携が円滑に進展するよう、技術的及び財政的支援の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

連携を図る上で、地域独自での対応のみでは地域的不均衡が生じ限界もある。

国において連携に関して種々の工夫がなされているが、より充実した施策の拡充が必要。

(イ) 具体的要望

自治体等が実施しているモデル的な事業への財政的支援の拡充

地域保健推進特別事業と同様な事業を存続する場合、重点事項への採択

(ウ) 参考等

18年度厚生労働省予算案

1. 若年者からの肥満予防対策の推進

- (5) たばこ規制枠組み条約の批准に伴い、その実効性を諸外国並みに高めるために必要な法令等の整備について検討を進められたい。

(ア) 趣旨

実効性のある受動喫煙防止方策を実施するためには、健康増進法に規定されている努力義務のみでは不十分。

(イ) 具体的要望

受動喫煙防止に関する何らかの規制的制度が必要であると考え、その内容について省庁横断的な検討の推進

(ウ) 参考等

平成16年3月9日、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に署名し、6月8日には同条約の受諾書を国連事務総長に寄託し、平成17年2月に条約発効した。

(6) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、受動喫煙防止及び喫煙の害について正しい知識の普及、禁煙希望者へのサポート等、国民の喫煙率を下げるための施策のさらなる充実を図られたい。また、普及・啓発の一環として、禁煙・分煙状況の全国的な調査を継続されたい。

(ア) 趣旨

若年者の喫煙抑止、喫煙者の禁煙サポート等種々の対象に対する全国的な啓発や施策が必要。本事項に関する啓発は、地域特異的ではなく全国的な課題である。

調査自体が、大きい啓発効果を持つ。自治体においても各種施設における禁煙・分煙状況等の調査は行われているが、全国の状況は明確に示されておらず、自らの自治体との比較ができない。

(イ) 具体的要望

全国的な情報提供、啓発活動の拡充

全国的な公共機関、行政機関、医療機関など施設種類別、禁煙・分煙状況別調査等の実施とその情報還元

(ウ) 参考等

平成18年度厚生労働省予算案

1. 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策の推進

(ア) たばこ対策の推進: 未成年者や子どもへの影響が大きい若い親世代を対象とした喫煙防止対策及び娯楽施設等に対する受動喫煙対策の推進

2. がん予防・早期発見の推進

(ア) がん予防の推進: 効果的な禁煙支援マニュアル、研究成果を踏まえた生活習慣の改善によるがんの予防法を普及啓発